

近世初期木曾林業における技術と労働形態II

脇野博

(一九九二年一〇月三〇日受理)

III 畿内近国の柚

木曾に移入していた柚について、ここでは畿内周辺の柚を中心に取り上げ、柚労働及び採運技術の検討を行う。近世初期の畿内周辺の柚の実態については、詳細なことを知ることができないが、まず大工頭中井大和守の支配下にある大和国吉野郡北山の柚について見よう。

次の宝永六(一七〇九)年「和州吉野郡北山上組百人御柚役由緒并来歴覚書」によれば、近世初期の北山は用材供給地であった。

一、百拾四年以前、文禄四未年秀吉為御下知八嶋久兵衛殿檢地之節、去年天ノ川より大峯越三川合村之枝郷西山と申所へ御着、夫より川合村へ檢地打か、り被申候処、請不申候故小瀬栃本へ打か、り被申候得共、是又弥請不申、從往古面々所持之畑屋敷ニて、終ニ公方様より不申請所領ニ而候へハ、檢地請可申様無之候、其上年貢ニ可納物無之故、何分ニ茂請申事罷不成と申切居申候て、強儀ニ打申候故、繩引棒打之者共を散々ニ打擲いたし猶及異義候ハ、可打果儀勢ニ而銘々弓鉄

砲其外兵器を構へすハといハバ、可打懸体ニ相見江申ニ付無是非、此節者被罷歸、翌年和を入、北山之義、各別ニ而上様ニも水魚のごとく被為聞召候上者、縦檢地打申候其他の様ニ者被成間敷、其上年貢ニ可納者無之段、委細申上、元來御柚役之儀有之上ハ、御年貢之義も山ニ而御材木を以納候様可申上候、既ニ某檢地之奉行被申付、又々檢地打不申罷歸り而ハ一分茂不相互、殿様之御目が年ニ茂はづれ口惜事ニ候、此段了簡可仕由、若右之訳虚言ならバ武運忽ニ尽て子孫永く可墜悪趣旨忝茂以御製詞呉々被仰下候ニ付、無捩且者下として上を侵す罪君臣之道ニ背、又者末々々様ニ可被成共不奉存候故檢地請申候、依之勢約御たか江不被成、随分下免ニ被成被下、当初ハ御つまミとして御材木少シ宛冥加上申候、此時より初而御年貢御材木上納仕來申候、然ニ中比より先法を取失ひ申候処、御年貢之義御材木を以て上納仕候故、山ニ御掛被成候由ニて段々高免ニ御取被成候、上組之義ハ纒々作場悪所ニ而田作一円無御座候、右御取箇北山ニ而茂下組者一倍茂高免ニ御座候、其上新檢より以來、大分之山年貢か、り申候故、上

組之分ハ今更山年貢と御取ケ高免と弥重ニか、り申処に罷成、何共迷惑仕候御事

一、文禄三年 秀吉公伏見之御城初而御普請之節、北山へ檜御材木御注文を以被仰付候、柳之御殿北山木一色を以御作事被遊、其節之材木は檜長三間四間木八寸角之割無節ニ而御座候一、慶長元年申年七月大地震ニ而伏見御城御天守御櫓御殿悉やり崩し申候処、右北山木を以御立被成候由、柳之御殿一字許少茂恙無御座候故、扱者北山木は名木たるのゆへ、於此御殿微塵茂不損段尤可賞翫所成述、御感甚不浅為御褒美北山前御材木所ニ御定、東ハ紀州二之山を限南者八鬼山西北者大峯山大台山水流限此間山不残被下之置、其上上組二百挺之斧御定、西野村ニ而拾九人小瀬栃本ニ而式拾四人川合村ニ而式拾三人白河村ニ而三拾四人以上、五ヶ村二百人御袖役被為仰付、所領如先規安堵被為仰付候御事

右の袖役由緒書によれば北山は、年貢の材木代納と共に、伏見城作事用材が採運され、御袖役が設けられた材木生産地帯であつた。他方、慶長期には、次のように駿府城作事用材が中井大和守を通じて、北山から買い求められている。

(イ)

以上

急度申入候、仍吉野にて駿州 御用に被 仰付候材木かひ候儀

貴所もの立あわせよき木を見せ候てかわせ其木かわらざる様ニこくいをうたせ出させ可申由 御意に候、恐々謹言

未二月十四日

成小吉 正成(花押)

安彦兵 直次(花押)

大石見守長安(花押)

本上野介正純(花押)

中井大和殿

まいる⁽²⁾

(ロ)

猶々、右之通弥頼可入之由昨日も申来候間、扱々如此候、御意得のため注文写進し候、已上此中者不申通無音所存之外候、仍駿府 御作事ニ付而、吉野北山にて材木かわせ候へと江戸御奉行衆より被仰下候、雖然材木売買ね段之儀無案内之儀ニ候間無心之儀ニ候へ共、貴様より御下代一人彼地へ被遣御指引被仰付可被下候、入目之儀者右之御下代次第相渡可申候、貴様を頼入かわせ候へと石見守も被申置候間如此候、恐々謹言

正月廿六日

鈴織部佐

□□(花押)

中大和様 人々御中⁽³⁾

右のように、北山は城郭作事用材を供給できる材木生産地帯であつた。さて、それでは北山で材木の採運に携わる労働力は、どのように存在していたのであろうか。それに関わる若干の史料が残され

ているので、検討してみたい。

乍恐申上御目安之事

一、吉野郡北山にて大仏御材木長さ拾間半、末口式尺式寸との木を出し新宮うとのほまに御座候を、ねたんも不仕候処二いかや久介・いつみや三右衛門・京屋才兵衛と申あき人御公儀をかうけにかり候て取上せ申二付、代銀之出入大和殿へ申上、当正月廿九日ニたいけつ仕、代銀三貫目右三人之者へ出し候へと大和殿かたく被仰付候へ共、代銀渡り不申何共迷惑仕候事一三貫目之代銀大和殿内仁右衛門とり渡シ候へと大和殿堅被仰付候間、銀子請取可申と候へハ只今いへんの被成御取渡しなく候ニ付キ、重而大和殿へ御理り申候へハ御口かわり何ニもめいわく仕候事

一、右之材木出入大和殿おまえにてたいけつ仕有様ニ被仰付候て、只今いへん被成弥々めいわくニ存大和殿へ色々御理り申上候へとも、われら申分御とり上なく迷惑仕候、此上ハ御説ならてハ不罷成候間御理申上候事

右之旨少も相違無御座候、仍如件
慶長拾六年六月十一日

北山ノ内白川村柚 次右衛門（花押）
大石見守様

右の史料は、慶長一六（一六一一）年に方広寺大仏殿作事用材木

を北山から採運した柚が、材木屋の代銀不払による出入の裁定を大久保長安へ訴えた目安である。⁽⁴⁾ この目安によれば、白川村の柚である次右衛門は、採運した材木を材木屋が不当に取り上げたとして、まず中井大和守へ訴え出ていることから、次右衛門は中井大和守支配下の柚であったことがわかる。一方、採運された材木は、とが（梅）の丸太で「長さ拾間半、末口式尺式寸」という大材であり、新宮に運ばれた。柚次右衛門は次の史料のように、これ以前にも梅丸太の大材を採運している。⁽⁵⁾

北山大川筋ノいさい谷ニ有之とかの丸物長九間末口式尺式寸の木
菅本今度之水ニ新宮へ流出申候、是ハ山ニてねたん仕候へ共
銀子わたり不申ニよりねたんニ出入すみ不申候、重而衆中へ請
合申出入相済シ可申候、以上

慶長十四年十二月十八日

いかや 久助（花押）
京屋 才兵衛（花押）
いつみや三右衛門（黒印）

志ら川次右衛門殿

梅丸太の大材は、「今度之水ニ新宮へ流出申候」とあるように、熊野川（新宮川）を利用して新宮へ運ばれた。これらのことから、北山の柚は、大材の伐木から河川を利用した運材までの工程に関わっていたことがわかる。そこで、この採運の技術面について見ておこう。北山においては、年貢が材木によって代納されていることは先

に触れたが、それは次のような材木であった。

- 一、御年貢米並御拝借共上納仕候御材木柚飯米として、毎年二月末方三月中二下市池原村西之河御蔵ニ而、御米御拝借被為仰付候、右御材木御代米之義、檜割木無節長四間八寸角代米四石八斗同三間八寸角代米三石八斗、右之御材木を以御年貢御拝借共上納仕候由申伝候御事⁶⁾

上納材木は「檜割木無節長四間八寸角」「同三間八寸角」、即ち檜の角材で、しかも大材（以下、大角材と称す）であった。つまり、北山では恒常的に檜大角材を生産していたことになる。次の史料は北山における国役大鋸による材木を示したものであるが、ここにも大角材生産が反映されている。⁷⁾

吉野北山ニ而御国役大鋸にて被申候御材木数之事

- 一、貳百廿七本 三間木 八寸角
 - 一、六百七拾三本 三間木 七寸角
 - 一、六百四十三本 三間木 六寸角
- 此内拾五本ハ二丁かけのへて高ニ上申候
- 一、六拾九本 三間木 壹尺二寸
 - 一、五十八本 貳間壹尺 あつき一尺三寸はば八寸
 - 一、四百七拾貳本 貳間木 五寸角
 - 一、五百廿四本 貳間木 六寸角

- 一、貳千八拾壹本 貳間木 四寸角

此内千拾八本ハ二丁かけのへて高ニあけ申候

- ひの木 合四千七百四拾七本ハ 新宮へ下ス
- 一、五拾三本 三間木 七寸角
- 一、拾本 三間木 六寸かく
- 一、參本 三間木 八寸角
- 一、拾七本 貳間木 五寸角
- 一、壹本 三間木 壹尺貳寸

合八拾四本者 但是ハ山ニ御座候

- 一、三千枚 長さ七尺 杉板大わり

但是者山ニ御座候

木数惣合七千八百三拾壹本者

四月六日ヨリ拾月迄ニ 国役大鋸

右人数合壹万千五百八拾五人 日ニ但一人ニ付貳升づつ

此米貳百參拾壹石七斗

□里人数合千貳百九拾三人 一日但一人ニ付七合つつ

此米九石五升壹合

かたみち人数合百三十五人 一日ニ但壹人ニ付而五升宛

此米六石六斗二升九合

三口米合貳百四拾六石七斗五五十二石五斗貳升 人足へ渡升

一合

慶長十年十二月三日

中井藤右衛門尉殿

大か作右(印)

杉本仁左右衛門尉殿

同 次右(印)

山上久左衛門尉殿

国役大鋸によって生産された主な材木の規格は次のようなものであり、

角材 長さ二間〜三間 幅四寸〜一尺二寸

板材 長さ七尺

檜大角材と杉板であった。造材技術の面から見れば、大鋸とは鋸によって原木を挽いて板を造ることであり、またそれを行う職人を意味することから、国役大鋸材木に角材が含まれていることは注目できよう。なぜなら、角材は斧によって原木を削って造られ、それは柚が行う造材であったからである。先に北山では年貢代納材木として大角材が生産されていたことを述べたが、国役大鋸においても大角材が含まれていたことは、大角材生産がこの地域の主要な材木生産であったことを示している。

また、右の史料の差出人に「大か作右」「同 次右」という名が見えるが、大鋸「次右」とは先に掲げた慶長一六年の目安差出人の「北山ノ内白川村柚次右衛門」ではないかと思われる。しかし、この点については検証しえないので、これ以上言及できないが、大鋸と柚が明確に区別されていなかったことを示唆している。このことは社会的分業の観点から見れば、大鋸と柚がまだ未分化の段階にあったことを意味しているかもしれないが、この点の検討は今後の課題である。他方、運材に関しては「ひの木 合四千七百四拾七本ハ 新

宮へ下ス」とあり、檜大角材は先述した榎丸太と同様に河川を利用して新宮に運ばれたと考えられる。

以上のことから、北山における柚は大角材生産を行い、さらに河川を利用した運材にも関わっていたことが明らかになった。大工頭中井大和守支配下の柚についてその実態の一側面を示したが、大角材生産を行う技術を有していた柚が存在していたことを指摘しておきたい。

IV 木曾の在地採運技術

ここでは、近世初期の木曾の在地の採運技術の性格について検討を加える。まず、後掲の「近世初期の木曾材木採運年表」(以下、「採運年表」)から、近世初期に木曾から採運された材木の特徴を考えてみたい。材木の種類は二つに分類することができる。一つは、「採運年表」の2・10・22に見られる、榎木・土居(土井)と呼ばれる小径材である。もう一つは、築城用材等の丸太・角材等である。以下、それぞれについて採運方法も含めてその特徴を見ておこう。

小径材である榎木・土居は、役木として木曾在地の百姓によって採運されており、いわば在地の恒常的な材木生産であった。その採運の一端を示す史料を次ぎに掲げておこう。⁹⁾

三千丁ハ

御買榎

但 夏冬両川沓川ニ候間右之榎木毎年五月以前ニわり出尤候事

右の史料に「わり出」と表現されているように、樽木・土居は丸太を蜜柑割りに割って造材した割材であった。また次の慶長一四（一六〇九）の書付によれば、役木とは別に御用の板材が村に課されたが、造材技術は共通であった⁽¹⁰⁾

岩郷村庄屋兎野九郎右衛門処ニ有之御書付

長サ七尺・は、宍尺三寸迄、下ニあつみ四寸・五寸のいたこの事、五百式拾枚岩郷村、右之板こいそきの御用ニ候間、早々湯舟沢・つまこ山にてわり出し可申者也

とり四月二日

山 甚（花押）

右の板は、樽木・土居より一回り大きい寸法の板であったが、「わり出し」と表現されているように割材であった。これらの割材の造材技術は、丸太から角材を造材する技術とは異なった技術であり、在地の造材技術の基本は割材という小径材造材技術に求めることができる。

運材については、慶長七（一六〇二）年「寅之年木曾御勘定之事」から関係する箇所を次に抜粋しておく⁽¹¹⁾。

米五百五拾壹石七升五合

右之樽川かり人足之ふち方ニ渡手
形有

此人数拾壹万二百拾五人但宍人ニ付五合つ、

内 式万六千三百廿四人夏川分、寅六月廿三日より七

月廿三日迄、日数三十日分

八万三千八百九拾壹人冬川分、寅十月一日より正

月廿二日迄、日数百十一日分

（中略）

米五拾八石二升七合

有

此馬数四千三百五拾式疋ノ分

初期の頃は、樽木は川狩（河川を利用した流送で、管流のことを指す）され、土居は駄送されていたが、次の寛永六（一六二九）年の記録⁽¹²⁾に見られるようにその後は樽木・土居の大部分は錦織まで川狩されており、樽木・土居は河川を利用した管流による運材を原則としていた。

丑寅兩年ニ樽五十五万丁土居四千駄錦織へ狩出し角倉へ相渡し申候、残ル分も当夏川ニ狩出し御勘定相究可申と存候処、当年五月之水五十ヶ年以來ニ無之大水ニて少しも不残流矢申候ニ付迷惑仕候

一方、次の慶長一三（一六〇八）年の岩郷村定⁽¹³⁾によれば運材は在地の百姓が行い、また川狩は毎年務める役であったことから、樽・土居の運材は恒常的に行われていた在地労働力による採運労働であった。

岩之郷村毎年可相動条々事

(中略)

一、御公方御材木川かり之事、此以前者、人数を相定、田立まて遣候へ共、百姓草臥候由承候間、向後者人役ニ罷出候て、上松之長とより小沢までかり届尤候事

(中略)

申之五月朔日

山 甚兵衛(花押・黒印)

岩之郷肝煎 九郎左衛門 惣百姓中

これらのことから、木曾の在地に存在する採運技術の特徴は、小径材生産と小径材の河川流送に求めることができる。

それでは次に、築城用材等に用いられた丸太・角材などはどうであつたろうか。これらの材木の種類は、「採運年表」によれば長さ二〜三間、巾四〜八寸の檜大角材が主要なものであつた。こうした材木は、次の尾張藩国奉行原田右衛門の材木売買不正一件に関する寛永五(一六二八)年の記録に見られるように、当時も大材として認識されている。¹⁴⁾

原田右衛門僉議

此年同心頭御国奉行兼原田右衛門義、江戸御城御作事ニ付材材御尋之処、御城下町人材木屋惣兵衛ト申合、木曾方檜之大材引出し江戸江遣売上候付、御僉議之上右衛門ハ渡辺半蔵江御預、俸九右衛門其外五人之男子夫々御預有之

それでは、大材はどのように採運されていたのであろうか。採運の記録で目につくことは、次のように採運場所についての指示がしばしば出されていたことである。

(イ) 慶長13年7月3日¹⁵⁾

御門御材木之本伐之儀、いつかたの山にても、手寄能所を見立可申入旨被仰越候、手寄可然山ニ而袖衆本切仕候様ニ被仰付御尤存候

(ロ) 慶長15年4月¹⁶⁾

尚々、御材木之様子、右両人衆可被仰上候、以上御書忝拜見仕候、爰元御材木之義堅申付候へ共、殊外出場悪敷御座候間、早参不申候而迷惑ニ奉存候、将亦丸木手寄よき処ニ而、本切可被仰付之由御意被成候、同者九寸角をも川近キ処ニ而為御切可被下候、(後略)

卯月朔日

遠藤凶書助□□(花押)

(他署名花押略)

千平右様 山七郎右様 遠久兵衛様 御報

(ハ) 慶長16年4月2日¹⁷⁾

一、御用木いつれの山にて本切仕候時、たとへ奉行見落候共、川近にて本切可仕候、若川近を残し置候ハ、成敗可申候、能々入念可申候、何時も本切仕候山へ我等上り可見候間、其

心得尤二候事（後略）

慶長十六亥卯月二日

上松村

山七郎右（花押・黒印）

右に掲げた史料によれば、何れも川近くの場所で採材せよとの強い指示が出されている。その理由は、史料（口）に「殊外出場悪敷御座候間、早参不申候而迷惑ニ奉存候」とあるように、材木の調達遅延の原因として、搬出が容易でない事があげられている。搬出容易でないということについては、慶長一五（一六一〇）年六月十七日の岩村城主松平家乗書状の記述からその様子を窺うことができる。⁽¹⁸⁾

奥山ニて材木為伐申候て、水之ほそく御座候剋、なかし候て御用ニ立申度候、左様ニ候者、本切又川場へ出し候事も、其元之人を頼候て仕度候間

松平家乗は、採運場所が山奥であり、かつ水流が不十分であることを理由に、山村氏に支援を求めている。材木の搬出が水量に左右されたことがわかる。川近くでの採運が求められたことは、搬出を容易にするためであり、当時は川から隔たった場所からの搬出を行なう技術が未だ未確立の状態であったことを意味している。したがって、当時の大材採運においては、伐木造材した材木を直ちに水流を利用して運材するという技術が基本であった。

以上のことから、近世初期の木曾においては樽木・土居等の小径材生産と大角材等の大材生産が存在し、それぞれ採運技術の性格が異なっていたことが明らかになった。そして、木曾の在地の百姓・柚が恒常的に関わっていた生産は小径材生産であり、彼らの採運技術もそれにとまなうものであり、在地の採運技術は大材採運技術と一線を画するものであったといえよう。

おわりに

近世初期に、他所から多くの柚が木曾に入り込んでいたが、それらの柚は大材の採運を行っていた。他所柚が入り込んでいた理由は、木曾の在地の林業技術のあり方に求められよう。即ち、木曾の在地の柚地柚の採運技術は、基本的には小径材生産技術であり、築城用材等の大材生産には適合できなかったと考えられる。したがって、大材生産にはそれをなし得る技術を有する他所の柚を必要としたのである。中井大和守支配の柚が動員されたことは、その一つの例である。そして、採運技術においては、特に造材面での技術の違いが重要である。樽・土居と大角材における造材技術の違いから、大角材造材技術を有する他所の柚が必要とされたのであった。『木曾山雑話』の「古来木曾表ニ而柚功者成者無之、伊勢・和泉も雇入申候、小物類ハ地柚も仕候由、宝永之比地柚之内角板子作り候者も出来、追々地柚功者ニ相成候⁽¹⁹⁾」という記述は、小径材生産技術しか有していなかった木曾地柚が、他所の柚がもたらした大角材生産技術を身につけていった過程を記したものであった。

他方、運材技術についてはどうであろうか。初期には、小径材、大材ともに河川流送を主体とし、修羅・棧手などの運材装置は用いられていなかった。しかし、寛文期あたりになると日用組の存在が確認でき、運材装置が用いられるようになったことが推定できよう。つまり、初期には柚が運材も行っており、伐採と運材の分業はみられなかったといえよう。しかし、採運場所が奥地化し、直ちに水流を利用できない場所から採運せざるを得なくなり、運材装置が用いられ、それにともなつて分業が進み、日用が確立していったと考えられる。⁽²⁰⁾

近世林業技術を代表する木曾式伐木運材法は、近世初期から存在したのではなく、技術の伝播によって成立したのであった。

注

(1) 島田錦蔵『流筏林業盛衰史』(林業経済研究所、一九七四年) 所収「小椽奥村恵司所蔵文書」。

(2) 「江戸幕府老中連署奉書(折紙)」(高橋正彦編『大工頭中井家文書』(慶応通信、一九七〇年) 所収一二四号文書)。

(3) 「鈴木織部佐書状(折紙)」(「大工頭中井家文書」所収一一四号文書)。

(4) 「吉野郡北山の柚次右衛門目安」(「大工頭中井家文書」所収二八号文書)。

(5) 「いつみや三右衛門他二名連署書状」(「大工頭中井家文書」所収七七号文書)。

(6) 島田前掲書所収「小椽区有文書」。

(7) 「大鋸次右 作右吉野北山国役大鋸材木数之事」(「大工頭中井家文書」所収八六号文書)。

(8) 役木の規格は、樽(長さ五尺二寸、三方四寸、腹二寸五分)、土居(長さ三尺三寸、三方九寸、腹四寸)であった。

(9) 慶長一三年五月一日「上田村毎年可相勤條々之事」(「信濃史料」二〇卷)。

(10) 「木曾旧記録 四」。

(11) 日本林制史調査資料・名古屋藩。

(12) 「萬留書」(日本林制史調査資料・名古屋藩)。

(13) 「信濃史料」二〇卷。

(14) 「源敬様御代御記録」(日本林制史調査資料・名古屋藩)。

(15) 「美濃旗本西尾氏教等連署書状」(山村文書、徳川林政史研究所「研究紀要」昭和四三年度掲載「秀吉・家康時代の木曾山採材史料」所収三二号文書)。

(16) 「遠藤図書助書状」(山村文書、徳川林政史研究所「研究紀要」昭和四三年度掲載「秀吉・家康時代の木曾山採材史料」所収三五号文書)。

(17) 「定」(「信濃史料」二二卷)。

(18) 「岩村城主松平家乗書状」(山村文書、徳川林政史研究所「研究紀要」昭和四三年度掲載「秀吉・家康時代の木曾山採材史料」所収三八号文書)。

(19) 「長野県史 近世史料編」第六卷。

(20) 日用に関する記録上の初見は、私見の範囲によれば寛永八(一六三一)年一〇月の「付、土井わり村々にしこり日用可有事」〔木曾谷中御年貢木御買上ケ木〕日本林制史調査資料・名古屋藩〕という記述である。右の日用は、狩り下げられ錦織網場に到着した土井を扱う役人夫であると考えられる。したがって、日用という表現はいわゆる日雇いとしての日用という意味あいが強いと思われるが、運材労働の局面でこの表現が用いられていることから、後の運材專業労働者＝日用の成立を考察する上で示唆を与えてくれる。日用とはもともと役人夫による管流による運材労働を意味していたが、大材採運の奥山化にともなう運材装置の使用などによって特別な運材技術が要求されるようになり、その技術を有した労働者によって担われる專業運材労働が成立した。それにともない、当初は管流による運材に関わる労働者を日用と呼んでいたが、專業運材労働を担うものを日用と呼ぶようになり、採材を行う柚と区別されていたのではないかと推測できる。

近世初期の木曾材木採運年表

	年 次	採 運 の 概 要
	年 月 日	
1	慶長11・5・9	岩郷村で檜角採材 [山村甚兵衛材木申付状]
2	" 11・7・11	年貢木売値を定める [木曾土井代定覚]
3	" 11・10・11	かわら木採材の手伝扶持米を諏訪因幡守に渡す [山村良勝役扶持証文]
4	" 11	駿府築城用材 (檜1尺・8寸角3間柱943本、檜5・6寸角同柱5996本、樅大板長7尺・巾2尺・厚4～5寸2000枚、さんかまち5000丁)、江戸築城用材 (檜瓦木47688丁) 採材 [木曾御勘定并方々ヨリ請取渡帳]
5	" 12・4・16	駿府築城用かわら木の甲州經由駄走を催促。急用材木の付知・加子母での採材を指示 [大久保長安書状]
6	" 12・4・20	駿府築城用さわら木板子の催促 [桑名代官水谷光勝書状]
7	" 12・5・15	駿府築城用かわら木の桑名港搬出を催促 [駿府作事方飯川五郎右衛門書状]

8	慶長12・12・28	駿府築城用松板を美濃の侍衆に割付、川近くでの採材を指示。天井材の上々の土居の甲州經由駄走を指示 [大久保長安令書]
9	" 13・1・13	付知・加子母・木曾よりの檜角(4・5寸角)は、商人材であっても値が適正ならば買請、早く桑名へ送ることを指示。御用の松板は、美濃中の大鋸を集めて挽かせることを指示 [大久保長安令書]
10	" 13・5・1	百姓による樽木川狩区間を指示 [岩郷村毎年可相勤条々事]
11	" 13・7・3	御材木は手寄よき所で採材させることを指示 [美濃旗本西尾氏教等連署書状]
12	" 14・4・2	湯舟沢・つまこ山にて板子(長7尺巾1尺3寸厚4寸)520枚割出す [岩郷村庄屋児野九郎右衛門処ニ有之御書付]
13	" 15・4・1	丸木・角材を手寄よき所・川近くで採材させることを指示 [遠藤図書助以下連署書状]
14	" 15・6・17	岩村城主松平家乗、奥山の水沢の悪い場所からの採材について、山村氏に指南を依頼 [岩村城主松平家乗書状]
15	" 15・7・7	江戸築城用材4～7寸角を採材 [郡上城主遠藤慶隆書状]
16	" 15・8・20	名古屋築城用樽木3万丁採材、筏送する [美濃代官石原清左衛門書状]
17	" 15・10・3	名古屋築城用足代木は、川近き所で採材させることを指示。樽木の伐出時期を指示 [大久保長安書状]
18	" 16・4・2	御用木の川近くでの本伐を岩郷村・三尾村に指示 [定]
19	" 17・7・6	江戸六郷橋木用大材の木曾での採運を指示 [大久保長安令書]
20	" 19・4・26	中井大和守、江戸城長屋門矢倉材木(長7尺・2間巾1.3尺厚3寸の板子、長3間の2～6寸角等)13700本の木曾山での採運を注文 [江戸城御長屋御門矢倉御材木注文]
21	元和2・9・21	年貢木20万丁余を角倉与一へ渡 [木曾土井樽御勘定目録]
22	" 3・3・2	中井大和守、江戸御宮本堂材木(長2～3間・5寸～1尺2寸角等)15296本の木曾山採運を注文 [松平正綱等材木注文]
23	" 3・10・4	角倉与一江戸城御台所大黒柱大材を木曾で採運するが出材に手間取り、竹腰山城守それをあざける [竹腰正信書状]
24	" 5・8・20	江戸城天守材を木曾にて採運 [美濃代官岡田善同書状]
25	寛永4・5・26	国奉行原田右衛門、裏木曾での他国材木商人の売木行為を禁止 [原田右衛門令状、田口文書]

26	寛永 5・12・23	成瀬隼人正、江戸築城用材を瀧越山から採運するために他国柚の手当を求める [成瀬隼人正書状]
27	〃 5	国奉行原田右衛門、名古屋の材木屋と談合して江戸城用虹梁を木曾から採運し、僉議をうけ死罪になる [源敬様御代御記録]
28	〃 6・3	脇坂・仙石・松平・諏訪・保科氏木曾山で公儀御用材本伐を命じられる [源敬様御代御記録]
29	〃 10・8・2	大坂天満材木屋与の安井らが、増上寺客殿材木28本の採運を請負う [増上寺御客殿御材木従木曾御山出シ申目録]
30	正保 2・12・10	紀州の角兵衛が木曾で柚をし、成敗される [源敬様御代御記録]
31	〃 3・4・20	本町半右衛門等が木曾で御法度の太木を伐出、成敗される [源敬様御代御記録]
32	〃 3・5・16	三浦山に飛驒から柚が多量に入り込み問題になる [萬留書]
33	寛文 3・3・2	柚・元メ・川狩の者が伊勢木と称して材木を密かに出材することを取り締まる [萬留書]
34	〃 7・6・4	上松山で、越前柚一組が留山内に踏み越す [留帳抜粋]
35	〃 8・6・23	瀧越山の上黒須柚小屋から出火、柚8人欠落 [御日記]
36	〃 10・2・16	和泉国谷川の柚が尾州御用木伐出を請負う [萬覚書、神戸文書]
37	〃 12・1・2	和泉国の柚日用が中津川で殺人事件を起こす [木曾故事談]
38	〃 13・3	摂津国等の柚が三浦山にて尾州御用木伐出を請負う [差上申一札之事、田口文書]
39	延宝 9・7・18	越前の日用が上松で殺人事件を起こす [木曾故事談]
40	貞享 1・7・27	上松村の祭礼で越前・伊豆・伊勢・三河・尾張の柚・日用が殺人事件を起こす [木曾故事談]

(注) 出典は [] 内に示した。尚、これらの出典の中で以下の文献に所収されているものは、その出所を省略した。

日本林制史調査資料・名古屋藩、徳川林政史研究所『研究紀要』昭和四三年度掲載「秀吉・家康時代の木曾山採材史料」、所三男『近世林業史の研究』所収「参考史料」。